

山口県報

令和 7 年
4 月 25 日
(金曜日)

目 次

○公告

防府都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催（都市計画課）……………

○公安委規則

山口県道路交通規則の一部を改正する規則……………

○公安委規程

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程……………



（九一）防府都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、防府都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和七年四月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和七年五月二十八日（水曜日）午後二時

二 開催の場所

防府市八王子二丁目八番九号

防府市創業・交流センター

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

（一）変更する防府都市計画道路三・三・二防府山口線

次のとおりとする。

（二）変更する防府都市計画道路三・四・二十六戎町迫戸線

次のとおりとする。

四 公述の申出の手続

（一）公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和七年五月二十一日（水曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和七年五月二十一日までの消印のあるものに限りです。

（二）公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができるとする者を選定することがあります。

（三）公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

（四）（二）及び（三）に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができるとする者に通知します。

五 その他

（一）公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三―九三三―三七三三）にしてください。

（二）関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

防府市寿町七番一号

防府土木建築事務所

防府市寿町七番一号

防府市土木建設部都市計画課

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の（二）の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。）



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月二十五日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第五号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「ものは、」の下に「山口県下松警察署、山口県周南警察署及び」を加え、同条第五項中「提出するときは」を「提出するとき（運転経歴証明書交付等申請書及び運転経歴証明書再交付申請書にあつては、山口県総合交通センターを経由して提出する場合に限る。）は」に改め、同条第六項中「警察署長」の下に「山口県下松警察署長、山口県周南警察署長及び」を加える。

附 則

この規則は、令和七年五月七日から施行する。

山口県公安委員会規程第三号

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年四月二十五日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程（昭和三十二年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表保管者の欄中「六個」を「九個」に改め、「（山口県岩国警察署長」の下に「、山口県下松警察署長、山口県周南警察署長」を加え、「、山口県周南警察署周南西幹部交番所長」を削る。

附 則

この規程は、令和七年五月七日から施行する。